

○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案

現行

<p>3 (略)</p> <p>十一 (略)</p>	<p>(親金融機関等及び子金融機関等の範囲) 第四条の二の二 (略)</p> <p>2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 特例業務届出者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第二号において同じ。）</p> <p>十 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号及び第十二条の三第二項において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号及び第十二条の三第二項において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）</p>
<p>3 (略)</p> <p>十一 (略)</p>	<p>(親金融機関等及び子金融機関等の範囲) 第四条の二の二 (略)</p> <p>2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号及び第十二条の三第二項において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号及び第十二条の三第二項において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）</p>

<p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第九号から第十一号までに掲げる者</p> <p>二 (略)</p> <p>(親金融機関等及び子金融機関等の範囲) 第十二条の三 (略)</p> <p>2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特例業務届出者</p> <p>三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。)</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第二号から第四号までに掲げる者</p>	<p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第九号及び第十号に掲げる者</p> <p>二 (略)</p> <p>(親金融機関等及び子金融機関等の範囲) 第十二条の三 (略)</p> <p>2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第二号及び第三号に掲げる者</p>
---	--

二
(略)

二
(略)